平成２２年（フ）第６６１号
大阪府泉南郡熊取町長池１番２―206号
債務者　川元　清子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６６４号
大阪府岸和田市上松町307番地の１シャトークレール605号
債務者　南　由紀夫
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６８１号
大阪府泉南市信達市場1011番地伸栄荘20号室
債務者　古賀　照夫（旧姓槌谷）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第６８５号
大阪府泉佐野市湊３丁目７番15号
債務者　前田　伸一
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７００号
大阪府岸和田市箕土路町１丁目７番19―603号、前住所大阪府藤井寺市沢田２丁目８番32号
債務者　山田　　努
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７０１号
大阪府泉南市信達市場2707番地の１―203号
債務者　喫茶ばんかぁこと　吉村　富江
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７０２号
大阪府泉佐野市鶴原885番地の５
債務者　長澤美由紀
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７０５号
大阪府阪南市箱の浦69番地の８
債務者　北野　ルミ
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７１１号
大阪府泉大津市虫取町２丁目８番17号
債務者　黒田美奈子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７１６号
大阪府岸和田市大北町18番３号
債務者　辻岡　麻子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７１７号
大阪府泉南市北野220―２土井ビル内、住民票上の住所大阪府泉南市幡代１丁目26番31号
債務者　土井　一洋
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５５１号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目34番15号シュペリュールうちやま101号
債務者　内門麻衣子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４６２号
岩手県紫波郡矢巾町大字東徳田第９地割１番地１
債務者　亀澤　　幸
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５１０号
盛岡市大新町２番30号　クレール大新102号、旧住所盛岡市永井10地割182番地　キャッスル秋峰Ｅ―202号
債務者　堺田　　琴
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５１１号
岩手県花巻市南城205番地20
債務者　千葉しき子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５２４号
盛岡市川目第11地割46番地９
債務者　吉田松太郎
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５３６号
盛岡市黒川４地割５番地７
債務者　荒川　喜朗
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部